

**第 1 0 回川薩地区法定合併協議会  
会 議 録**

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日

川薩地区法定合併協議会

## 第10回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年11月26日(水)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時10分

閉 会 午後3時26分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	吹 田 紘 男	森 蘭 正 堂
	北 迫 茂	和 田 国 昭	古 里 貞 義
	山 元 温 治	田 原 八 児 工	今 村 松 男
	里 永 十 藏	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	西 仙 可	石 原 弘 子	町 弘 道
	中 川 三 継	西 手 正 孝	宮 和 勇
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上53名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 田 島 忠 志

以上 1名

専門部会長等 福 留 久 根  
村 尾 光 政  
本 田 憲 證  
桑 原 道 男

平 敏 孝  
新 武 博  
上 戸 健 次

岩 下 晃 治  
岩 下 満 志  
木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

## 会次第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 事

#### (1) 議案審議

- 議案第17号 新市まちづくり計画案について
- 議案第37号 慣行の取扱いについて
- 議案第38号 男女共同参画事業について
- 議案第39号 広報広聴関係事業について
- 議案第40号 情報公開制度について
- 議案第41号 一部事務組合等の取扱い(その1)について
- 議案第42号 消防団の取扱いについて
- 議案第43号 友好都市・国際交流事業について
- 議案第44号 消防防災関係事業について
- 議案第45号 農林水産関係事業について

#### (2) 新市名称に係わる報告事項

#### (3) 提案事項

- 提案第53号 新市名称について
- 提案第46号 その他事業(契約事務関係)について

#### (4) 協議事項

- 地域審議会の取扱いについて

#### (5) 報告事項

- 合併協定項目G・H(一部)群の協議状況について
- 事務の進捗状況について
- 9 専門部会の進捗状況について
- 一部事務組合について

#### (6) その他

- 次回協議会の開催等について
- 合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)
- 合併協定項目(46項目)の協議状況

### 4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず資料1、会次第でございます。資料2、協議会資料。資料3、新市まちづくり計画修正原案。資料4、新市まちづくり計画修正箇所比較資料。資料5、新市まちづくり計画追加修正箇所説明資料。資料6、第27次地方制度調査会最終答申。資料7、合併協定項目H群（一部）の一次協議について。以上でございます。

それでは、ただいまから第10回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。今年もあと1月余りを残すのみとなりまして、何かと師走に向かって慌ただしい日々でございますが、今日、第10回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、万障繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

いろいろとこれまで9回の会議の中で、皆様方のいろんなご意見を反映させながら、事務事業を事務局のほうで一生懸命取り組んでまいったところでございます。お陰様で、いろいろ総論賛成、各論では各意見もたくさんありますけれども、川薩は1つという気持ちの中で作業が進められておりますことは、誠に皆様方のご協力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これで、今日で10回目を数えるわけでございますが、合併協定項目の重要案件46項目中45項目を提案いたしておりますが、本日、新市名称の関係の議題も提案いたしますという、46項目が全部出揃うということになるわけでございます。後ほどご審議をいただきますので、よろしく願いを申し上げます。

ところで、地方分権に関わります、新たな地方制度、あるいは国の三位一体の行財政改革、国庫補助金の削減や地方交付税の削減等、あるいは税源の再配分、いろいろと言われているわけでございますが、先般、新内閣が発足いたしまして、いろいろと毎日のように新聞紙上でいろんな議論がなされているところでございます。

特に地方制度調査会が答申いたしました内容等を見ます時に、地方の自立へ向けたこれからの動きというのは、各自治体の施策決定に関わる自由度、いわゆる裁量権と申しますか、自由度を高めることになる一方、行財政運営に関する対住民への責任も重くなるということを申しているわけございまして、これは当然、自己責任、自己決定ということが、これから問われることになるわけでございます。

また、地方財源に係ります制度改正の進展は、各自治体の実力差を明らかにし、財政の健全性が問われることにもなってきます。

したがって、各自治体といたしましては、十分な権限と財政基盤、高度化・多様化する

行政事務に的確に対処できる受け皿づくり、すなわち職員体制を確保し、住民自治を重視しながら、地域における住民と行政の協働・連携を強めて、住民ニーズに沿った施策の実施と行財政運営の自主性、効率性の向上に努めなければならないと存じます。

本協議会といたしましても、住民主体、住民サービスの維持向上を大前提といたしまして、合併の必要性についての共通認識を創り上げながら、協議を重ねてきているところではありますが、本日は、合併協定項目の最後となります、新市一体化の重要な要素となります、先ほども申し上げました新市名称候補5点の提案や、住民自治の根幹となる、地方制度調査会の答申を受けましての地域審議会に係る取扱いなどを協議をしていただくことになっております。

ご案内のとおり、地方制度調査会の答申の中には、平成17年4月以降の合併推進策として、人口1万人未満の市町村を対象として、県が市町村合併に関する構想を策定することや、平成17年3月31日までに合併議決し、知事への申請を終え、平成18年3月31日までに合併した市町村につきましては、現在の合併特例法を適用するということが、地方制度調査会の答申の中で盛り込まれているところであります。

すなわち、市町村合併の特例に関する問題につきましては、財政支援期間が1年間延長された形にはなりますけれども、たとえ財政支援期間が延長されましても、法定協議会の設置から合併までの期間が短縮されるわけではございません。合併先進事例のどの事例を見ましても、合併協議には2年近くを要しているわけでございます。

したがって、川薩地区としては、法定協議会で承認されているとおり、来年1月住民説明会、2月合併調印、3月合併議決、10月12日の合併施行をめざすこととしたいと考えております。

協議会での審議も大詰めを迎えておりますが、合併の意義も含め、忌憚のない、活発な意見交換によるお互いの十分な認識、理解を深めながら、住民サービスの維持を念頭に、合併の合意に向けて着実に進んでまいりたいと考えておりますので、住民の皆様、協議会の皆様、各委員の皆様におかれましては、今後とも充実した審議がなされますよう、ご協力方をお願い申し上げる次第でございます。

終わりにあたりまして、本日、顧問としてご出席をいただいております、馬場川内総務事務所長様には、引き続きご指導、ご助言を賜りますようによろしくお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第10条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は52名で、半数を超えておりま

すので、この会議の成立を宣言いたします。

協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしく願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へお願いをいたします。傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では早速、議事に入ることになりますが、その前に本日の議案審議に入る前に、議事内容全体を事務局長のほうから説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。資料 2 の 1 ページをお開き下さい。

会次第の 3 番目、議事がございますが、( 1 ) 本日の議案審議につきましては、10 件をお願いしております。一番最初の議案第 17 号、新市まちづくり計画案につきましては、継続審議分でございます。本日は、県知事と協議する案としての審議、承認をお願いしたいと考えております。

それから議案第 37 号から 40 号までにつきましては、E 群でございますが、この 4 件につきましては、9 月 25 日に提案されました。それから議案第 41 号から 45 号までの F 群 5 件につきましては、10 月 7 日に提案されたものでございまして、これら 9 件につきましては、前回の法定協議会、11 月 13 日に各市町村の意見集約を報告したところでございます。

それから( 2 )が新市名称に係わります報告事項でございますが、11 月 4 日と 11 月 17 日の小委員会の結果を報告申し上げます。

それから( 3 )の提案事項は 2 件でございます。会長からもございましたように、提案第 53 号、新市名称につきましては、本日 5 点が提案されまして、持ち帰っていただきます。12 月 24 日の法定協で 1 点に決定していただきたいと考えております。

それから提案第 46 号のその他事業( 契約事務関係 ) につきましては、11 月 13 日に提案されましたけれども、本日、企画財政部会から一部変更の追加提案を行うものでございます。各市町村にお持ち帰りいただき、再協議の上、12 月 11 日の最終審議承認をお願いしたいと考えております。

それから森会長からもございましたように、この新市名称、本日の提案をもちまして、

合併協定項目 46 項目につきまして、すべてが提案済みとなっております。

それから（４）が協議事項の地域審議会の取扱いについてでございますが、本件につきましては、川薩地区法定協としてすでに導入が決定、承認されております、地区コミュニティ協議会制度と、11月13日、地方制度調査会の答申の中にありました、地域自治組織制度等を対比させながら、これまで住民説明会等で各市町村、説明されてきました、地域審議会の取扱いについての協議をお願いするものでございます。

それから（５）の報告事項は、本日はご覧の４件となっております。

以上で概要説明を終わります。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま事務局長の説明いたしました方針にしたがいまして、これから審議に入ります。

まず議案第 17 号、新市まちづくり計画案についてを議題といたします。計画班長の説明をお願いします。

古川英利計画班長

それでは資料 2 の 5 ページをお開き下さい。

議案第 17 号、新市まちづくり計画案についてでございますが、前回、協議会において修正した内容をご説明したところでございます。次のページをお開き下さい。

策定スケジュールでございます。今申したとおり項目の 9 行目、11月13日、前回の協議会で修正した原案を説明させていただきましたが、その際、お手元、本日お配りしている資料 3 及び資料 4 を配布させていただいたところでございます。

前回の説明のあとに、関係市町村からの意見の集約、あるいは鹿児島県さんとの事前の協議などで追加して見直した箇所が出てまいりました。本日はこれを資料 5 という形でまとめてございます。お配りした資料 5 をちょっとお開きいただきたいのですが、その追加部分の説明をさせていただきます。1 ページと 2 ページ、前回と同様、【当初】【変更】ということで、見開きの形をさせております。

前回といたしますと追加した点が、第 2 章、まちづくりの基本方針の中で、土地利用の基本的な考え方で、農地の利用についてでございます。「農地の持つ機能の保全に配慮しながら都市的土地利用との調整を図る」という文言を追記させていただきました。

また、2 ページの下のほうにございますが、地区コミュニティ協議会の位置づけの考え方のイメージ図でございます。関係市町村から、地区の住民というところの位置が行政より下にあるということで、これは本来、行政の上にあるべきではないかというご指摘を受け、今回、変更させていただいたところでございます。

それから開いていただきまして、3 ページ、4 ページでございますが、人権の尊重とい



う部分で、「すべての人々の基本的な人権」というのを、従前の「人種や障害者、女性に対する」というところから「すべての人々」ということで変更させていただいてございます。

その他、その下に幼児教育・学校教育、あるいは観光、河川等の整備の中で、主な事業の変更、追記をさせていただいているところでございます。

5 ページ、6 ページをお開き下さい。鹿児島県さんとの事前の相談の中で、一番大きく変わった点でございます。第6章、新市における県事業の推進という項目がございましたが、そこでその四角枠の中の一番右の欄に、関連県事業名というのを、今回、追記いたしました。

新市が行う事業といたしましては、主要施策、施策、実施事業ということで、これまで表記しておりましたが、鹿児島県さんが行う事業との関連がよく見えないというご指摘で、県の予算上の事業名と、新市が行う事業名の比較ができるようにということで、工夫してございます。

以降、最終ページまで、県事業分の追記をさせていただいたところでございます。

資料5の説明は以上ですが、本日は前回と今回の、本日、今、説明した追加分と併せてご審議をいただき、計画案としての承認と、正式に県知事協議を行ってよろしいかのご確認をお願いしたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

議案第 17 号、新市まちづくり計画案につきまして、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご質問もないようでございます。原案を決定し、県知事と正式に協議に入ること、また、正式協議が整うまで本議案を継続扱いとしてよろしいかどうか、委員の皆様にお諮りいたします。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。では県知事との正式協議を行うこと、そして正式協議が整うまでは本議案を継続扱いとして取り扱っていきますことで決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして議案第 37 号、慣行の取扱いについてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

7 ページでございます。

議案第 37 号、慣行の取扱いについて、合併協定項目 18 号「慣行の取扱い」について、

次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、9月25日に開催されました第6回法定協におきまして、提案、説明したところでございますが、これまで調整方針案の1の市章について、新市誕生時までに定めておくべきではないかということ等が意見が出されました。これにつきましては、特に新市誕生のセレモニー、開庁式等に活用すべきという意見でございました。このことにつきましては、新市長の下で制定することと集約いたしましたので、調整方針案につきましては変更ございません。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。議案第37号の慣行の取扱いについてを説明が終わったところでございます。ご質疑願います。

調整方針案に何も変わりはないということでございます。

特別に質問もないようでございます。お諮りします。慣行の取扱いについては、ただいま説明申し上げましたとおり承認することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では続きまして議案第38号、男女共同参画事業についてを議題といたします。企画財政部会長から説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

資料は19ページでございます。

議案第38号、男女共同参画事業の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

男女共同参画事業の取扱いにつきましては、去る9月25日の第6回協議会で提案いたしましたところでございますが、その後、市町村協議を経て、変更もございませんで、そのまま本日開催の協議会に議案第38号として上程するものでございます。よろしくご審議方、お願いいたします。

森卓朗会長

議案第38号、男女共同参画事業について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お諮りします。議案第38号、男女共同参画事業については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 39 号、広報広聴関係事業についてを議題といたします。企画財政部会長の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく資料の 22 ページでございます。

議案第 39 号、広報広聴関係事業の取扱いについて、ご説明いたします。広報広聴関係事業の取扱いにつきましては、同じく 9 月 25 日開催の第 6 回協議会で提案いたしました。その後、市町村協議を経て、変更はございませんで、そのまま原案のとおり、本日、議案第 39 号として上程するものでございます。よろしくご審議方、お願いいたします。

森卓朗会長

ただいま議案第 39 号、広報広聴関係事業につきまして、説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別になしという声が聞こえます。お諮りします。議案第 39 号、広報広聴関係事業につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 40 号、情報公開制度についてを議題といたします。総務部会長の説明を求めます。

福留久根総務部会長

資料は 27 ページでございます。

議案第 40 号、情報公開制度につきまして、合併協定項目 23 - 22 号「情報公開制度」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、9 月 25 日に開催されました第 6 回法定協におきまして、提案、説明いたしましたところでございます。これまで各市町村からの意見も特にございませんでしたので、調整案については変更ございません。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第 40 号、情報公開制度について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に

入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別になしということでございますが、お諮りします。議案第 40 号、情報公開制度については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 41 号、一部事務組合等の取扱い(その 1) についてを議題といたします。調整班長の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班の奥平でございます。資料は 33 ページをお開き下さい。

一部事務組合等の取扱い(その 1) につきましては、10 月 7 日、提案第 27 号として提案したものでございます。

これまで各市町村での対策本部会議、議会の合併特別委員会の協議を経て、意見をうかがってまいりましたけれども、特に調整方針案に対する意見等はございませんでした。提案の時の議案のまま審議をお願いすることとなりました。

なお、一部事務組合につきましては、財産、職員等の取扱いと(その 2) で別に提案申し上げております、薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合について、今後、関係機関との協議を継続していくこととなります。本日は、一部事務組合等の取扱い(その 1) ということ、ご審議方をよろしく願いいたします。

森卓朗会長

ただいま議案第 41 号、一部事務組合等の取扱い(その 1) について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。どうぞご意見を出して下さい。

(「なし」の声)

特別に一部事務組合等の取扱い(その 1) については、質問がないようでございます。調整方針案も変わっていないということでございます。お諮りします。議案第 41 号、一部事務組合等の取扱い(その 1) については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 42 号、消防団の取扱いについてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

資料につきましては 59 ページでございます。

議案第 42 号、消防団の取扱いについて。合併協定項目 21 号「消防団の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、10 月 7 日に開催されました第 7 回法定協におきまして、提案、説明いたしたところでございますが、これまで調整方針案の 6 の消防団無線につきましては、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後 3 年以内を目処に調整することといたしておりますが、有事の際の新市における団、本部からの指揮及び分団間の連絡体制について、現行の無線施設では不十分でないかというご意見がございました。

これにつきましては、それぞれの所轄する方面隊の指揮につきましては、各市町村の防災行政無線の無線機をそれぞれ各所に持ち寄ることで対応でき、さらに消防本部からの指揮命令系統につきましては、遠隔装置を整備することにより、各分団に指揮ができるようになることから、当分の間は現有施設を活用することといたしておりますので、調整方針案については変更ないところでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第 42 号、消防団の取扱いについて、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。何もありませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。お諮りします。議案第 42 号、消防団の取扱いについては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 43 号、友好都市・国際交流事業についてを議題といたします。企画財政部会長の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政部会でございます。資料は 75 ページでございます。

議案第 43 号、友好都市・国際交流事業の取扱いについて、ご説明いたします。

友好都市・国際交流事業の取扱いにつきましては、去る 10 月 7 日開催の第 7 回協議会で第 29 号提案としてご提案申し上げたところでございますが、その後、市町村協議を経て、特に原案に変更はございませんで、そのまま本日、議案第 43 号として上程するものでございます。よろしくご審議方お願いいたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。議案第 43 号、友好都市・国際交流事業について、これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 43 号、友好都市・国際交流事業については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第 44 号、消防防災関係事業についてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

資料につきましては 80 ページでございます。

議案第 44 号、消防防災関係事業について。合併協定項目 23 - 5 号「消防防災関係事業」については、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、10 月 7 日に開催されました第 7 回法定協におきまして、提案、説明したところでございますが、これまで各市町村からの意見も特にありませんでした。調整方針案については変更ないところでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第 44 号、消防防災関係事業について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。何もございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 44 号、消防防災関係事業につきまして、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第 45 号、農林水産関係事業についてを議題といたします。産業経済部会長から説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

96 ページをお開き下さい。

農林水産関係事業についてですけれども、10 月 7 日、第 7 回法定協議会に提案し、ご説

明したところですが、大きな調整方針につきましては変更はありませんでしたが、一部挿入、追加等がありましたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

96 ページの調整方針案の 1、農政関係事業の(1)ですが、今回は、「マスタープラン及び農業振興女性制度(融資関係市町村単独)」については、新市に移行後、速やかに調整する」としておりましたけれども、何のマスタープランかはっきりしないということで、マスタープランの前に「地域農業」の部分の挿入させていただきました。

次に 103 ページをお開き下さい。

一元化調整総括表の調整方針案も、同じ「地域農業マスタープラン」とさせていただいたところでもあります。

次に 113 ページをお開きいただきたいと思います。

共同利用畜舎関係ですが、鹿島村の共同畜舎設置項目を、今回、追加をさせていただいたところでは、

次に 137 ページをお開きいただきたいと思います。

里村の目的のところですが、農村・漁村協同組合の信用事業、合併時に譲渡不足資金の利子補給並びに損失補償を行うという項目を、これにつきましても、今回、追加をさせていただいたところでは、

以上で変更のみをご説明いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

森卓朗会長

ただいま議案第 45 号、農林水産関係事業について、説明をいたしました。若干、調整方針案に変更があったようでございます。これから質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 45 号、農林水産関係事業につきましても、提案のとおり承認することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

引き続きまして、新市名称に係わる報告事項について、議題といたします。新市名称等検討委員会、田中委員長から報告があります。

田中憲夫新市名称等検討小委員会委員長

新市名称等検討小委員会の委員長を務めております、川内市の田中でございます。

ただいま会長のほうから小委員会会議の報告を求められましたので、新市名称等検討小委員会設置規程第 7 条の規定に基づきまして、第 6 回、第 7 回新市名称検討小委員会会議のご報告をいたしたいと思ひます。資料の 138 ページをお開き下さい。

まず第6回新市名称等検討小委員会会議は、11月4日火曜日午後1時30分から川内市内で開催をいたしました。会議は小委員会委員18名のうち16名が参加し、協議が行われました。

協議事項は、協議第10号、新市名称候補5点程度の絞り込みについての1件でありました。新市名称候補5点程度の絞り込みにつきましては、10月24日、第8回法定協議会へ中間報告いたしました21点について、小委員会では7つの選定基準や応募者から寄せられました命名の理由などを総合的に勘案して、各委員が候補と考える5点程度を各々選定し、集計を行いました。選定集計作業結果につきまして協議を行い、上位5点を協議会に報告することで承認され、また、選定理由の整理につきましては、次の第7回小委員会会議で協議することになりました。

次に第7回新市名称等検討小委員会会議は、11月17日月曜日午後3時から川内市内で開催いたしました。会議は小委員会委員18名のうち17名が参加し、協議が行われました。

協議事項は、協議第11号、新市名称候補5点の選定についての1件でありました。新市名称候補5点の選定理由につきましては、応募者からの命名の理由を参考にしながら、小委員会としての選定理由を熱心に協議していただきました。

なお、本日の報告事項、新市名称候補5点程度の絞り込みについてと、新市名称候補5点の選定理由についての詳細につきましては、提案第53号、新市名称についてと関連がありますが、説明は事務局長にお願いするということで、第6回、第7回新市名称等検討小委員会の報告とさせていただきます。終わります。

森卓朗会長

ただいま新市名称等検討小委員会、田中委員長のほうから委員会開催等の報告があったところであります。ここで事務局長から補足説明をいたさせます。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。138ページと139ページ、ただいま田中委員長の報告のことが書いてございますが、少し重複いたしますけれども、138ページに21点の一覧表がございます。小委員会としましては、10月14日に選定し、この法定協議会には10月24日に報告したものでございます。この21点につきまして、小委員会の方が各々5点程度を選定し、19の作品に点数がつきましたけれども、上位5点を法定協に報告することになったものでございます。

その5点につきましては、139ページのところに表がございますように、整理番号の1番から5番、名称、よみがな、委員点数というふうになっております。この委員点数につきましては、出席16名の委員のうち、その市名を選ばれた委員の数でございますので、会議の中で委員の要望により掲載提案がございましたので、小委員会に諮りまして、本日こ



ここに委員点数欄を参考までに記載いたしました。

それから次の提案とも関係がございますけれども、この5点につきましての選定理由につきましては、次の提案事項のところで説明いたします。以上で補足といたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

新市名称に係わる報告事項につきましては、次の提案事項、提案第53号とも関連がございますが、田中委員長の報告等につきまして、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

では一応、これは報告ということでございますので、次の提案事項、持ち帰りになっていきます提案第53号、新市名称についての議題を正式に提案いたしまして、その中でまたいろいろと関連したご質問があるかも知れませんが、一括して審議をしたいと存じます。

提案事項、提案第53号、新市名称についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。140ページをお開き下さい。

ただいまの小委員会、田中委員長の報告を受けまして、新市名称候補の5点を提案申し上げます。

提案第53号、新市の名称について。合併協定項目3号「新市の名称」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案の様式がございしますが、この書き方につきましては、先進例に倣いまして、新市の名称について、新市の名称は、以下空白とするということで、先進例に倣った様式としております。

それから141ページが新市名称候補の一覧表でございまして、五十音順に記載してございます。整理番号、横のほうに、よみがな、その下の段が名称、表記です。それから選定理由ということでございます。

1番目と2番目が、読み方的には同じで、「さつまし」でございしますが、ご覧のとおり、ひらがな表記と漢字表記ということでございます。

それから整理番号の3番目と4番目が、読み方で同じ「さつませんだいし」でございしますが、薩摩のところはひらがな表記と漢字表記の違いがございします。

それから整理番号の5番目が、「川薩市」ということでございます。

それから選定理由につきましては、ご覧のとおりでございしますけれども、委員長から報告がございましたように、膨大な応募者からの命名の理由等を参考にし、あるいは小委員

会におきます活発な議論を参考にしまして、最終的には委員の意見を反映させながら、事務局のほうで先進例を参考にしながら、この様式で選定理由を調整したものでございます。

本件につきましては、持ち帰り案件でございますので、本日の提案で各市町村にお持ち帰りいただきまして、12月24日の法定協議会で1点の決定をお願いしたいところでございます。説明は以上でございます。

森卓朗会長

ただいま提案第53号、新市名称について、提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

今日、決定するのではなくて、お持ち帰りいただいて、12月24日にこの5点の中から1点を選んで決定をすると、こういうことでございます。特別にご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お持ち帰りをいただきたいと存じます。そしてまたいろいろご審議をいただいて、持ち寄っていただきたいと存じます。

では次に入ります。提案第46号、その他事業(契約事務)関係について、を議題といたします。企画財政部会長の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

資料のほうは142ページでございます。

提案第46号、その他事業(契約事務関係)につきまして、合併協定項目23-23(5)号「その他事業(契約事務関係)」について、次のとおり提案するとしております。

前回、11月13日の協議会で提案したところでございますが、今回、次のとおり変更しようとするものでございます。

まず調整方針案でございますが、変更前は、「工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整する。」というものを、変更後は、「工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」という変更方針案でございます。

変更します理由につきましては、前回の本協議会におきまして、入札参加資格を現行のとおりとして欲しいということと、それと地域性を考慮した入札事務のあり方を検討していただきたいというご意見がございました。それに基づきまして、専門部会、幹事会で協議を踏まえまして、今回の変更方針となったところでございます。

総合的に1市4町4村の中で、入札事務の現状が、建設工事の種類の区分、標準金額格付け区分等が、市町村によってそれぞれ異なっている現状がございますので、地域性を踏まえた中で、何らかの経過措置が必要であるということで、今回の変更方針案となったと

ころでございます。

143 ページ以降については、特に大きな変更点はございません。143 ページの下の今後の協議スケジュールでございますが、12 月 6 日の幹事会で協議をお願いしまして、12 月 11 日、本協議会でご確認いただくこととなっております。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 46 号、その他事業（契約事務関係）についての変更の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別にないようでございます。持ち帰りということになっておりますので、また十分論議を持ち帰ってしていただきたいと存じます。

では次に協議事項、地域審議会の取扱いについてを議題といたします。事務局長の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の 146 ページをお願いいたします。

（４）の協議事項でございますが、地域審議会の取扱いについて、本日、協議、お諮りするものでございます。

まず 146 ページの 1 番目、経過説明でございますが、4 月 30 日に地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方に関する」中間報告を出しました。そしてご案内のとおり、11 月 13 日に地方制度調査会の最終答申が出されまして、本日、ご説明いたします。

それから検討スケジュール、経過も含めてでございますが、法定協におきましては、事務レベルで 11 月 10 日、企画財政部会を皮切りに、11 月 20 日、幹事会でも本日協議、提案の主旨に沿って、話し合いを進めてまいりました。そして本日、11 月 26 日でございますが、この会議におきまして、この内容につきましての協議をしていただき、内容確認をお願いしたいということでございます。

3 点目が確認事項でございますが、主旨といたしまして、新市の本庁コミュニティ課の設置や、地域振興課の設置を含む支所の総合機能化と、 にございますように、地区ごとに地区コミュニティ協議会制度を導入することで、地方制度調査会が提唱する地域自治組織制度以上の効果が事実上期待できるため、「地域審議会」を設置せず、行政組織と地区との充実した連携を図ろうとするものでございます。

確認事項でございますが、 にございますように、合併特例法に規定します地域審議会に替わりまして、先般、導入承認していただきました地区コミュニティ協議会制度の活用を図ろうとするものでございます。この地区コミュニティ協議会制度によりまして、意見

広聴や協議の場を設けたいとするものでございます。

が総合計画審議会での審議ということで、新市まちづくり計画の見直しにつきまして、新市に設置予定の総合計画審議会で審議を行いたいとするものでございます。

それから が総合機能を持つ支所と各地区との連携ということでございまして、次から申し上げることは答申のポイントでございますが、少し申し上げますけれども、 にございますように、地方制度調査会の答申内容につきまして、 住民に身近なところであること、 につきまして住民に身近な事務を処理する支所・出張所的な機能、それから が住民の意向を反映させる機能、 が地域における公私協働による地域づくりの中核としての機能、それから が地域協議会を置き、地域自治組織の事務所で支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせることと答申されております。

ただいま申し上げたことは、後ほど図のほうで分かりやすく説明いたします。

このような答申内容でございますので、新市といたしましては、これらをさらに充実した地区コミュニティ協議会によって、総合機能を持つ支所と各地区との連携を保ちたいということでございます。

少し言い方を変えますと、今回の答申を踏まえまして、現在の合併特例法にございます地域審議会は設置しないけれども、答申の中にある地域自治組織の構成と機能が共通します川薩地区の地区コミュニティ協議会と総合支所の活用を図りたいという意図でございます。

147 ページが 4 番目、関連制度の比較でございますが、主なところだけを申し上げます。

表といたしましては、一番左が合併特例法に規定します地域審議会、真ん中が地域協議会でございます。今回の答申によるものでございます。右が川薩法定協の地区コミュニティ協議会と総合支所。これにつきまして、おもなところに対比して説明いたします。

まず根拠法令でございますが、地域審議会につきましては、今ほど申し上げましたように、平成 17 年 3 月 31 日までの時限の合併特例法に規定されております。それから地域協議会につきましては、今回の答申ですが、これにつきましては平成 17 年 4 月 1 日以降施行の改正地方自治法であるというふうに聞いております。それから地区コミュニティ協議会と総合支所につきましては、当然、新市発足と同時にございますので、現在、事務レベルでは新市の条例規定ができないかということで、平成 16 年 10 月 12 日からの施行を検討中でございます。

それから単位、エリアといたしましては、地域審議会と地域協議会につきましては、現在の市町村地域 9 地域となります。それから地区コミュニティ協議会につきましては、各地区・校区単位でございますので、現在、65 地区、より地域審議会よりきめ細かなエリアでの意見集約ができるというふうに考えております。

それから性格でございますが、地域審議会につきましては市長の諮問機関、地域自治組織につきましては 2 つございまして、自治組織という考え方が 1 点、それから 2 点目が新

市の組織の一部ということをご答申されております。それから川薩地区の地区コミュニティ協議会などにつきましては、当然、地区コミュニティ協議会は自治組織でございますが、支所につきましては新市の組織の一部で組織案として承認されております。

それから設置期間につきましては、地域審議会は、通常、新市まちづくり計画の計画期間ということで、一般的には10年間、期間限定でございます。それから答申にございます地域協議会と川薩の地区コミュニティ協議会につきましては、永続的な性格を持っております。

それから機能のところでございますけれども、地域審議会につきましては、諮問答申機関でございますので、にございますように、大きな仕事としましては、新市まちづくり計画についての執行状況についての意見を述べることで、それからその計画の変更の際に市長に意見を述べるということになっております。

それから一番右のところの地区コミュニティ協議会と総合支所のところでございますけれども、川薩地区の地区コミュニティ協議会の機能といたしましては、にございますように、自治会活動の取りまとめ、それからにございますように、地域における課題についての解決策・将来像の検討・実践、それからが市長への意見・要望の取りまとめ、が生涯学習活動。それから支所におきましては、何回も説明しておりますけれども、にございますように総合的な業務を行うものでございます。

それから5が市長への意見広聴の面からの比較ということでございまして、地域審議会のメリット・デメリットを少し見てみますと、地域審議会のメリットといたしましては、附属機関としての法的な位置付けがされております。デメリットといたしましては、にございますように、期間が10年間という限定であるということ、にございますように、新市まちづくり計画に限ったような意見広聴、やや限定的なということがなっております。

それから地区コミュニティ協議会のメリットといたしましては、先ほど申し上げましたような地区コミュニティ協議会の機能をメリットというふうにご考えてきております。特に

にございますように、新市に対しまして、新市まちづくり計画だけでなく、地区の課題全般について意見・要望が出せるということ、それからが地区振興計画の策定等を通じまして地区としての意見を述べられるというようなことを考えております。

開けていただきまして、148ページの表のほうが分かりやすいと思っておりますけれども、ただいまの文章を模式化した図が148ページでございます。

一番上が地域審議会、合併特例法による制度でございまして、先ほど申し上げましたように、現在、17年3月31日までの時限でございます。市長と地域審議会の関わりを申し上げますと、市長の委員選任、諮問によりまして、地域審議会のほうは意見を申し述べるといようなことでございます。

そして昨年までこの地域審議会という言葉で各市町村とも住民説明会をしてまいりましたけれども、今回の答申によりまして、地域審議会を含む自治組織のあり方が見直されま

したのが、その答申が の地域自治組織制度（行政区タイプ）でございます。これにつきましては にございますように、いわゆる民間的な要素だけでなく、新市の業務を分掌するというような、公の仕事の要素が答申の中に書かれております。

の地域自治組織ということがございますが、この地域自治組織が包含しますのは、地域協議会ということと、この地域自治組織の長、この2つを包含するのが地域自治組織でございます。ご覧のとおり、地域協議会につきましては、市長がやはり委員を選任し、諮問、意見をもらうわけでございますが、地域自治組織の長に、括弧書きにございますように、市町村の事務を分掌させるというような答申内容になっております。

そして が川薩地区制度（地区コミュニティ協議会制度）でございますけれども、この市長と地区コミュニティ協議会制度の対比でいたしますと、この地区コミュニティ協議会の委員につきましては、地区住民自ら選びますので、市長を選任するというようなことはございません。協働体制でございます。そして地区コミュニティ協議会から直接意見をもらうということもございます。それからその下の欄が支所でございますが、8支所になります。

この の答申の内容と、現在、議論しております川薩地区のこの を見比べていただきますと、中段の地域協議会と川薩の地区コミュニティ協議会が同類の機能、構成を持つということ。それから答申の地域自治組織の長という考え方と川薩地区の支所長、この権限、総合機能を持つ支所でございますので、当然、新市の事務を分掌するわけですが、このような類似点、共通点があるというふうに考えております。

したがって、冒頭のところで申し上げましたように、この148ページの上でございますような、現在、見直された合併特例法による地域審議会は設置せずに、17年4月1日以降の新法に予定します地域自治組織を先取りする形で、 の川薩地区制度を活用して、充実させていきたいという協議でございます。

それから149ページは参考でございますが、合併特例法によります地域審議会を設置している例、それから中段から下のほうが関係の法令文でございます。

それから最後に資料の紹介をいたしますが、本日配布の資料6をお願いします。右上のほうに資料6の記載がございますけど、今後の地方自治制度のあり方に関する答申ということで、第27次地方制度調査会が11月13日に答申しました文のコピーでございます。中の見方だけ申し上げます。この資料6の7ページをお開き下さい。

資料6の7ページのところに、アンダーラインを引いたところがございますが、(1)平成17年4月以降の合併推進の手法ということで、関連ということで説明を申し上げます。

森会長のごあいさつの中にもございましたように、 の書き出しにございますように、現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）後は、新しい法律を制定し云々ということで、アンダーラインがございますように、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきであるということ、それからアンダーラインがございます

ように、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過措置を置くことが適当だということで、実質、合併による財政支援が 1 年延期された答申となってきました。

それから 7 ページの一番下が、なお、県が構想を策定する、県が合併推進の構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、8 ページの上でございますが、線を引いてございますけれども、マスコミ報道等、森会長のあいさつのとおり、おおむね 1 万人未満につきましては、県が合併推進の構想の対象とするというような答申となっております。

それから以下、10 ページから 11 ページにかけまして、( 1 ) 地域自治組織の制度化ということ、それから 11 ページが、真ん中から下に、地域自治組織のタイプとしては、ちょっと線は引いてないんですが、a ) の行政区的なタイプ ( 法人格を有しない。 ) b ) 特別地方公共団体とするタイプ ( 法人格を有する。 ) というふうにございますが、以下、線を引いてございますように、一般制度としては a ) の行政区的なタイプを導入すべきであるということで、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

それから 12 ページから 13 ページにかけましては、線を引いてございますように、答申にございます地域自治組織の基本的な機能と組織ということで、12、13、それから 14 ページまで少し線を引いてございますので、後ほどもご参照下さい。

以上で説明いたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま協議事項の 4、地域審議会の取扱いについてを説明をいたしました。これから何かご意見がございましたら、出していただきたいと存じます。

何かご質問はございませんか。

いろいろ地区コミュニティの関係等、これまで法定協の中、あるいはまたお持ち帰りの中で、いろいろ各市町村、検討していただきまして、各地域の住民の声を十分反映できるような、そういう地域のコミュニティの協議会を作っていくべきだということで、これまで協議をしまいいりました。たまたま地方制度調査会の中でも、そういう考え方で案を出してきました。

違うところは、当法定協の場合では、支所を置いて、総合支所を置いて、総合支所的な事務の取扱いをして、そこで十分、住民の声を反映させて、行政の推進をしていくということ。そして今回の新たな制度調査会の答申の中では、一部住民に事務を、支所の事務、いわゆる役場の事務をさせるというのが違うだけでございますが、総合支所方式を取っているこの私どもの考え方のほうがいいのではないかとということで、地域審議会の取扱いは、法律も 17 年 3 月 31 日までに限っているので、これを取り扱わないことにしたほうがいいのではないかと説明を、今、いたしたところでございます。

これにつきましては、今日、決めていくということでございますので、ご意見をどうぞ

ん出していただきまして、そして決定をしていただきたくいと、承認をしていただきたくいと存じます。何かございませんか。

(「なし」の声)

特別にございませんか。ないようでございます。地域審議会の取扱いにつきましては、事務局の提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「なし」の声)

ではそのように取扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

次に報告事項の5番目でございます。合併協定項目G・H(一部)群の協議状況についてを議題といたします。調整班長の説明を求めます。

奥平幸己調整班長

それでは資料のほう、150ページをお開け下さい。

ここにG群の一次協議についてということで、お示ししてございます。

10月24日、第8回の協議会で提案したものでございまして、11月13日までの各市町村の回答を待ちまして、11月20日、幹事会で一次協議を終えた段階での掲載でございます。

掲載してございますG群6項目につきましては、特に議案変更等に関わるような意見もございませんでした。

次にH群につきましてのご報告をさせていただきますが、資料の調整の関係で、別紙についております資料7をお開きいただきたくと思います。

資料7、H群(一部)の一次協議についてということで、11月13日、協議会で提案をしましたあと、これまで幹事会の協議はまだ経ておりませんで、各市町村から11月25日、昨日までの回答を待ちまして、掲載をしたものでございます。

9番の契約事務関係につきましては、先ほど変更の再提案がなされたところでございまして、それから10番、その他事業の企画関係につきましては、定住促進対策にバラツキがあるということで、周辺部の過疎化を抑制するためには、現行制度を残せないか(地域指定等はできないか。)というような要望のご意見が祁答院町のほうから出ております。

この先ほどのG群とH群につきましては、12月6日の幹事会で二次協議ということで、検討、協議をしまして、12月11日、第11回協議会で審議、ご承認をいただく予定になっております。

それから資料のほうには入っておりませんが、地域情報化計画につきまして、経過を若干報告させていただきます。

これまで各市町村の意見等によりまして、電子投票の事業を追加、それから個別事業につきましては、スケジュール等の見直しが若干要望が出ております。現在、この見直しの作業を進めておりまして、11月28日、地域情報化調整会議で最終の調整を行い、12月6



日、幹事会協議を経まして、12月11日、協議会のほうで変更分も含め説明をしまして、審議、承認をいただく予定としております。

以上、G群、H群、合わせまして、地域情報化計画についての報告とさせていただきます。

森卓朗会長

ただいま合併協定項目G・H（一部）群の協議状況について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

特別にないようでございます。一応、報告事項でございます。

次に2番目の事務の進捗状況についてを議題といたします。の9専門部会の進捗状況についても一括して事務局のほうから説明をいたさせます。各班長の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

152ページをお開き下さい。ここから各班のほうで説明をさせていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございますけれども、12月5日、第5号発送予定でございます。第5号につきましては、第8回、第9回協議会を掲載予定でございます。今回につきましては、本日提案されました新市名称の5点を掲載をいたします。第6号は12月末発送予定でございます。

ホームページにつきましては、11月17日現在、アクセス件数が11,400件ございました。

議事録作成につきましては、第8回議事録を11月17日、各市町村へ発送しております。第9回議事録は12月上旬発送予定でございます。

新市名称につきましては、10月24日、第8回協議会で21点を報告いたしまして、本日、5点を提案してございます。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

新市まちづくり計画の計画班のご報告のところにつきましては、先ほどの新市まちづくり計画の審議と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に事務事業の一元化関係でございますが、これまで11月1日から11月15日までの専門部会、分科会の開催状況を掲載してございます。なお、専門部会につきましては、7月10日から現在まで約40回、分科会につきましては、これまでに330回の分科会を開催してきております。

それから横断的な調整会議の開催状況につきましても、そこに掲載のとおりでございますが、これまで全体的には約50回程度の開催をしております。

それから資料 153 ページでございます。9 専門部会の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

各部会とも共通事項としましては、議案の提案等が終わりまして、事務事業の細部調整、例規一元化作業を主に行っております。主な部分について報告をいたします。

総務部会におきましては、職員定数や事務分掌等の調整について、今、進めております。

企画財政部会につきましては、地区コミュニティ制度の確定ということで、調整会議を開催しながら取り組んでおります。

住民健康福祉部会におきましては、社会福祉協議会との調整も入っておりまして、社会福祉協議会につきましては、12 月 3 日、第 3 回社協合併協議会も開催予定でございます。

電算情報部会におきましては、先ほど経過をご報告申し上げました地域情報化計画の策定について、調整会議での協議を進め、また、電算システムの統合作業や、新市のネットワークの詳細協議等を行っております。

以上で進捗状況等についての報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま事務の進捗状況について、9 つの専門部会の進捗状況について、一括して説明をいたしました。何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございますので、経過についてはご了承いただいたものと存じます。

次に の一部事務組合についてを議題といたします。事務局長の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは報告の最後は一部事務組合についてでございますが、資料の開始は 154 ページからでございますけれども、156 ページをお願いいたします。

前回、11 月 13 日の法定協には、11 月 11 日のことにつきましては、口頭報告いたしましたけれども、ご覧のとおり、このような表現で報告するものでございます。

それから一部事務組合の取扱いにつきましての、薩摩東部地区の法定協の予定といたしましては、11 月 29 日までに 3 町の住民説明会を終了するという、それから 12 月 6 日に 3 町長の会議があるということ、12 月 8 日、9 日に 3 町の各議会で一部事務組合の取扱いについての協議がなされるというふうに聞いております。

この一部事務組合の処理業務につきましては、合併後の処理方式が、一部事務組合の継続、委託、新市の直轄事業、このような提案をしているわけでございますけれども、どのような方針になりましても、住民サービスを下げない観点から協議を行い、対応策を検討していることをご報告申し上げます。以上で報告といたします。

森卓朗会長

ただいま一部事務組合についてのこれまでの関係町との協議について、ご説明をいたしました。何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。次の項目に入らせていただきます。

(4) その他、何か委員の皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。今日はどなたもまだ発言をしていらっしゃいませんので、何か寂しい感じもするのですが、ございませんか。

事務局のほうから何かございませんか。

司会者(川野眞司事務局次長)

事務局でございます。次回協議会の日程等について、お知らせいたします。

次回が12月11日午後2時からということで、川内市で予定しております。

失礼しました。資料は157ページでございます。

協議いただきます内容が、G群とH群の一部ということで予定しております。

それから158ページでございますが、今申し上げましたG群、H群でございますが、左側の番号の32番から下になります。字が小さくて恐縮ですが、G群、H群につきましては、12月11日、それから12月24日にご審議いただくという予定でスケジュールを組んでおります。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから159ページが、現在までの合併協定項目の協議状況を一覧表にしております。

それから160ページからが、今後の協議スケジュールということで、一覧表にしております。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、今後の開催予定、あるいはスケジュール等について、ご説明いたしました。何かご意見ございませんか。

淡々と協議が進められてまいりまして、今日は議事録のほう事務局と私のお話だけになってしまいました。何か寂しい限りでございます。ご理解いただいたと思っておりますし、またお持ち帰りの重要案件もございますので、どうぞまたそれぞれの団体にお持ち帰りいただきまして、十分ご審議をいただきまして、また持ち寄っていただきますように、お願いを申し上げます。

いよいよ年末になりますので、お体には十分気をつけられて、それぞれのまちでご活躍をさらになさいますように、心から祈念を申し上げ、とりあえず座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは以上をもちまして第 10 回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長